ROBO7 >

安全確保措置検討のための 無人航空機の運航リスク評価ガイドライン 付録6 運航における安全目標(OSO: Operation Safety Objectives)を達成するための 安全性の水準と保証の水準

RTF-GL-0006-6

Edition 1.2 2023/3

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 (福島ロボットテストフィールド)



改定履歴

Edition No.	変更頁	変更内容	発行日
1.0	_	初版	令和 4 年 12 月 2 日
		JARUS SORA Annex E	
		Integrity and assurance levels	
		for the Operation Safety	
		Objectives (OSO) Edition 1.0	
		を参考に作成	
1.1	表紙、3、4、5、6、7、	・注記の追加	令和 4 年 12 月 16 日
	8, 9, 10, 11, 12, 13,	•誤記修正	
	14、15、16、17、18、	・文章表現の見直し	
	19、20、21、22、23、	・用語の統一	
	24、25、26、27、28、		
	29, 30, 31, 32, 33,		
	34、35、36、37、38、		
	39		
1.2	12、15、22、31	•誤記訂正	令和 5 年 3 月 31 日
		・用語の統一	



1. 付録概要

本付録は、本文 11-4. Step#4 推奨される運航における安全目標の確認の(2)で必要とされる各安全確保措置に対するロバスト性を達成するための「安全性の水準」と「保証の水準」を示します。

下表は、本付録を使用する際に考慮すべき基本原則を示しています。

	原則の説明	備考
#1	本付録は、運航者によって提案された運航安全目標	特定された運航に対する運航安全目標
	(OSO) の安全性の水準 (つまり、安全性の向上) および	の特定は、運航者の責任です。
	保証(つまり、証明の方法)の評価基準を提供します。	
#2	本付録は、管轄当局の関与レベル(LoI)をカバーしてい	本付録で参考としたSORAにおいては、一
	ません。LoIは、特定された運航を実行する運航者の能	部の JARUS グループ (WG-7 など) は、管
	力に関する所管官庁の評価に基づきます。	轄当局が使用する関与レベルの基準を提
		供する場合があります。
#3	所定の安全性の水準/保証の水準を達成するには、複	
" "	数の基準が存在する場合、該当するすべての基準を満	
	一致の盗手が行任する場合、改当するすべての盗手を調したす必要があります。	
	たり必安/170077より。 	
	ナルのまのでウギャクマいて「ほぞ」のトーコは、ナル	
#4	本体の表8で定義されている「任意」のケースは、本付	すべてのロバスト性レベルは、本体の表 6
	録 の安全性の水準および保証の水準に関して定義す	「推奨される運航安全目標(OSO)」で「任
	る必要はありません。	意」レベルのロバスト性が定義されている
		運航安全目標に対して許容されます。
#5	運航安全目標の安全性の水準または保証の水準を評	
	価する基準が、まだ利用できない「基準」に依存している	
	場合、OSO は所管官庁が受け入れられる方法で作成	
	する必要があります。	
#6	本付録は、運航者と管轄当局の両方に柔軟性を提供	
	するために、意図的に非規範的な用語(例えば、適切	
	な、合理的に実行可能なものなど)を使用しています。	
	これは、運航者が軽減対策を提案することを制約するも	
	のではなく、管轄当局がケースバイケースで何が必要かを	
	評価することを制約するものでもありません。	
#7	本付録は、個人組織にも適用されます。	



2. 無人航空機システムの技術的事項

OSO#01-運航者が十分な能力を持っていることかつ/または証明されていること

表1. OSO#01 安全性の水準

無人航空機	システムの技		安全性の水準	
術的な事項		低	中	高
OSO #01	基準	運航者は、使用されている無人航空機があり、少なくとも次の関連するといる。 チェックリスト、メンテナンス、トレーニング、表よび関連する義務。	に適した組織を有していること。また、運航者は、飛行運用に関連するリスクを特定、評価、および軽減する方法を持っていること。	「中」と同じ
	備考	なし	この評価の目的上、 適切とは、組織の規 模と業務の複雑さに 見合った/比例したも のであると解釈する。	なし

表2. OSO#01 保証の水準

無人航空機システムの技		保証の水準			
術的な事項		低	中	高	
OSO #01	基準	安全性の水準で示される要素が、 CONOPS に記載され、実行されていること。	最初の運航の前に、 十分な能力を持った 第三者が組織の監査 を行っていること。	運航者は、組織運営 証明書を保持している か、承認された飛行試 験組織を持っているこ と。さらに、十分な能 力を持った第三者が 運航者の能力を繰り 返し検証していること。	
	備考	なし	なし	なし	



OSO#02-無人航空機システムは十分な能力を持っている かつ/または 実績のある法人によって製造されていること

表3. OSO#02 安全性の水準

無人航空機	システムの技	安全性の水準			
術的な事項		低	中	高	
OSO#02	基準	最低でも、製造手する でも、製造手する でも、がいかがいた。 ・ 材料の仕様 ・ 使り、 付け、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	「低」に加えて、も 手順には、 ・ 大ること。 ・ 大部ででは、 ・ 大部でが別って、 ・ 大部でが別って、 ・ 大部でが別って、 ・ 大器トレーンは、 ・ 大器トレーンは、 ・ マを取れ、 ・ マを取れ、 ・ マを取れ、 ・ でのでする。 ・ でいる。 ・ でい	「中」に加えて、製造 手順は少なくとも以下 をカバーすること。 ・ 製造プロセス ・ 人員の能力と資格 ・ サプライヤー管理	
	備考	なし	なし	なし	

表4. OSO#02 保証の水準

無人航空機	システムの技		保証の水準	
術的な事項		低	中	高
OSO#02	基準	宣言された製造手順は、航空局によって適切と見なされる基準、および/または航空局が受け入れられる準拠手段に従って作成されること。	「低」に加えて、無人 航空機システム がその 設計に準拠して製造 されたというエビデンス が入手可能であるこ と。	「中」に加えて、 ・ 製造手順 ・ 無人航空機システムの設計および仕様への適合性は、十分に能力のある第三者によるプロセスまたは製品の監査を通じて繰り返し検証されること。
	備考	航空局は、適切と考える基準および/または準拠手段を定義する場合がある。本付録は、航空局から提供されたフィードバックに基づいた適切な基準のリストで、今後、更新されることがある。	なし	なし



OSO#03-無人航空機システムは十分な能力を持っている かつ/または 実績のある法人によって維持されること

注:整備プログラムは、製造者が無人航空機の整備マニュアル等において要求している整備内容と考えることも 可能です。

表5. OSO#03 安全性の水準

無人航空機	システムの技		安全性の水準	
術的な事項		低	中	高
州的は事項 OSO#03	基準	 をさで計件と整者を備限こ整者書と をがいる手が担ける をおいる者をがいる をおります。 をとのがいる ををおります。 ををおります。 ををおります。 ををおります。 ををおります。 ををおります。 ををおります。 ををおります。 ををおります。 をといる をといる<th>「低」に加えて、次のこ に加えて、次のこ に加えて、次のこ を行うこと。 に加えて、次のこ に加えて、次のこ に加えて、次のこ に加えて、次のこ に加えて、次のこ に加えて、次のこ に加えて、次のこ に加えて、次のこ に加えて、次のこ には、整備、スピックによっていること。 をするでするに、会がですること。 を記録のリ特機といる。 をは、人航整備リリー をは、スののこ は、人航を横りリー をは、スののこ になるに、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに</th><th>「中」に加えて、整備を 担当する者は、整備 に使用する設備、記 録、指示、リリース、ツ ール、材料、コンポーネ ント、欠陥の延期*1に 関連する情報と手順</th>	「低」に加えて、次のこ に加えて、次のこ に加えて、次のこ を行うこと。 に加えて、次のこ に加えて、次のこ に加えて、次のこ に加えて、次のこ に加えて、次のこ に加えて、次のこ に加えて、次のこ に加えて、次のこ に加えて、次のこ には、整備、スピックによっていること。 をするでするに、会がですること。 を記録のリ特機といる。 をは、人航整備リリー をは、スののこ は、人航を横りリー をは、スののこ になるに、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	「中」に加えて、整備を 担当する者は、整備 に使用する設備、記 録、指示、リリース、ツ ール、材料、コンポーネ ント、欠陥の延期*1に 関連する情報と手順
	備考	なし	なし	*1 飛行運用に許可された要件の範囲内であると評価されている無人航空機の欠陥を意味し、その欠陥に対する修正措置は、指定された期限内に整備の能力を有する者により実施されること。

表6. OSO#03 保証の水準

無人航空機	無人航空機システムの技		保証の水準			
術的な事項			低	中	高	
OSO#03	基準#1	•	整備手順が文書	「低」に加えて、	「中」に加えて、整備プ	
	(手順)		化されているこ	• 整備プログラム	ログラムと整備手順書	
			ک 。	は、航空局が適	は、十分能力のある	
		•	実施された整備	切と考える基準	第三者によって検証さ	
			は、整備記録 *1,	に従って、および/	れていること。	
			*2 として記録さ	または航空局が		
			れること。	受け入れられる		
		•	整備を実施する	準拠手段に従っ		
			ことが認められて	て作成されるこ		



備考	いる担当者のリストが作成され、最新の状態に保たれること。		なし
	目的は、無人航空機システムで実施されたすべての整備と、それが実施された理由(欠陥または誤動作の修正、変更、予記録することである。*2 整備記録は、承認機関または要求される場合がある。	航空局は、適切と考える基準および/または準拠手段を定義する場合がある。本付録は、航空局から提供されたフィードバックに基づいた適切な基準のリストで、今後、更新されることがある。	
基準#2(訓練)	整備担当者が所持している関連する資格、 経験、および/または 完了している訓練の 記録が確立され、最 新の状態に保たれること。	「低」に理要を練標れがに整限担最の航にすす当を加論素、むうが整持応リリ持者の定機有 ではて、実間初と義担権このに関連を持つの対策を持つが、実間がと、実力がではでは、実力がは、とれば、は、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学	「中」に加えて、 ・ 整備リリースの権 ・ とっている。 ・ この分能な検に、 ・ この分能な検に、 ・ この分能な検に、 ・ この分能な検に、 ・ ここと。
備考	なし	なし	なし



OSO#04-無人航空機システムは、航空局が認めた設計基準に合わせて開発されていること

表7. OSO#04 安全性の水準

無人航空機	システムの技	安全性の水準			
術的な事項		低	中	高	
OSO#04	基準	無人航空機システム	無人航空機システム	無人航空機システム	
		は、航空局によって適	は、航空局によって適	は、航空局によって適	
		切と見なされる基準に	切と見なされる基準に	切と見なされる基準に	
		合わせて、および/また	合わせて、および/また	合わせて、および/また	
		は航空局に受け入れ	は航空局に受け入れ	は航空局に受け入れ	
		られる準拠手段に従っ	られる準拠手段に従っ	られる準拠手段に従っ	
		て設計されること。標	て設計されること。標	て設計されること。標	
		準および/または準拠	準および/または準拠	準および/または準拠	
		の手段は、低レベルの	の手段は、中レベルの	の手段は、高レベルの	
		「安全性の水準」およ	「安全性の水準」と意	「安全性の水準」と意	
		び意図された運航に	図された運航に適用さ	図された操作に適用さ	
		適用される。	れる。	れる。	
	備考	航空局は、適切と考え	る基準および/または準拠	手段を定義する場合が	
		ある。本付録は、航空局	うから提供されたフィード/	ヾックに基づいた適切な	
		基準のリストで、今後、夏	更新されることがある。		

表 8. OSO#04 保証の水準

無人航空機システムの技		保証の水準		
術的な事項		低中高		高
OSO#04	基準	9 項で定義された基準を考慮すること。		
	備考	なし	なし	なし



OSO#05-無人航空機システムはシステムの安全性と信頼性を考慮して設計されていること

- (a) この OSO についての補足は以下です。
 - 逸脱防止の安全要件は本文で定義されています。
 - 人口密集地域または人の集まりでの操作中に死亡するリスクについては、OSO #10 および OSO #12 が対応しています。

表9. OSO#05 安全性の水準

無人航空機シ	ステムの技	表9. USU#00 3	安全性の水準	
術的な事項	,,,,,,,	低	中	高
OSO#05	基準	無人航空機システムに発生しうる*1機能不全または故障が発生した場合のハザード*2を最小限に抑えるように機器、システム、および設備が設計されていること。	「低」に加えて、ハザードにつながる誤動作、故障、またはそれらの組み合わせを検理するための戦略のあること。	「と・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	備考	* 1 この評価の目的上、 「発生しうる」という用	なし	*3 安全目標は、無人航 空機システムのクラス



語は、「無人航空機シ ステムの全システム/ 運用期間中に1回 以上発生すると予想 される」という定性的な 方法で解釈するべきで ある。 *2 この評価の目的上、 「ハザード」という用語	に応じて、JARUS AMC RPAS.1309 Issue 2 表 3、または 航空局が認める同等 のリスクベースの方法 論から導き出すことが できる。 * 4 SW/AEH の開発保証 レベル (DAL) は、無
この評価の目的上、	

表10. OSO#05 保証の水準

無人航空機	システムの技		保証の水準	
術的な事項		低	中	高
OSO#05	基準	機能ハザード評価 (FHA)*1 と、ハザード が最小限に抑えられて いることを示す設計と 機器搭載の評価がさ れていること。	「低」に加えて、 ・ 安全性分析は、	「中」に加えて、安全 分析と開発保証活動 は、十分な能力を持 つ第三者によって検証 されること。
	備考	*1 故障状態の重大度 (安全への影響なし、 マイナー、メジャー、ハ ザード、壊滅的)は、 JARUS AMC RPAS.1309 Issue 2 で提供されている定義 に従って決定する必要 がある。	なし	なし



OSO#06- C3 リンクの特性 (例えば、性能、スペクトルの使用) が運航に適していること

- (a) 本ガイドライン及びこの OSO において、「C3 リンク」という用語には以下が含まれます。
 - コマンドアンドコントロール(C2)リンク及び
 - 飛行安全のために必要なあらゆる通信リンク
- (b) この OSO の安全性の水準を正しく評価するために、運航者は以下を特定する必要があります。
 - 意図した操作に必要な C3 リンクの性能要件
 - すべての C3 リンクと、それらの実際の性能および無線周波数 (RF) スペクトルの使用状況 注: C2 リンクの性能と RF スペクトルの仕様は、通常、無人航空機システム マニュアルで 無人航空機 システム設計者によって文書化されています。

注: C2 リンク 性能 (RLP) に関連する主なパラメーターと、他の通信リンクの性能パラメーター (ATC と の通信用の RCP など) には、以下が含まれますが、これらに限定されません。

- •有効期限
- •可用性
- •継続性
- •完全性
- 意図した運航のための RF スペクトル使用要件(必要に応じて承認の必要性を含む)。 注: 通常、各国は、その地域で適用可能な RF スペクトル バンドの割り当てを公開しています。この割 り当ては、主に国際通信連合 (ITU) の無線規則に基づいています。ただし、運航者は地域の要件を 確認し、必要に応じて承認を要求する必要があります。これは、国によって違いや特定の割り当てが存 在する可能性があるためです (ITU 割り当ての全国的な細分など)。一部の航空帯域 (AM(R)S、 AMS(R)S 5030-5091MHz など) は、CAT. C (「認証済み」) ですが、その使用は特定のカテゴリの下で の運航に対して許可される場合があります。他のライセンスされた帯域 (モバイル ネットワークに割り当て られた帯域など)の使用も、特定のカテゴリの下で許可される可能性があると予想されます。一部の認

可されていない帯域 (ISM (産業、科学、医療) または SRD (短距離デバイス) など) も、特定のカテゴ リの下で許容される場合があります。

C3 リンクの性能に影響を与える可能性のある環境条件



表11. OSO#06 安全性の水準

無人航空機システムの技				
	ノ人ノムの技	 低	女主性の水準中	高
術的な事項 OSO#06 基準		運航者は、C3リンクの性能、RFスペクトルの使用、スペクトルの使用法*1、おが、時間境を運動したであると、であると、は、C3の性能をすると、と、と、と、と、と、と、と、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	下低」と同じ* ³	「低」に加えて、C2 リン ク のために認可された *4 周波数帯域の使 用が必要である。
	備考	*低水要は許る。 * *操全能C3 するい。 * *操全能C3 するい。 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	*3 運航によっては、では、では、では、では、では、では、では、では、では、できる。では、できる。では、できる。のでは、できる。のでは、できる。では、できる。できる。 できる はい でい はい でい はい でい はい でい はい でい はい はい でい はい	*4 これ性能が認いした。 はい、保証ではあり、 はい、保証では、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 は



_
対して低レベルの安全
性の水準のみを要求
する運航の場合、これ
は、C2 リンク信号強
度を監視し、信号が
低すぎる場合に 操縦
装置等にアラートを表
示することによって達
成できる。

表12. OSO#06 保証の水準

無人航空機	システムの技	保証の水準		
術的な事項		低	中	高
	基準	9項 で定義されている 「保証の水準」を考慮 すること(低レベルの保 証)	C3 リンク性能の実証は、管轄当局によって適切と見なされる基準に従っている、および/またはその当局が受け入れられる準拠手段	「中」に加えて、エビデンスは十分な能力を持った第三者によって検証されること。
	備考	なし	に従っている。 航空局は、適切と考える基準および/または準拠手段を定義する場合がある。 本付録は、航空局から提供されたフィードバックに基づいた適切な基準のリストで、今後、更新されることがある。	なし



OSO#07-CONOPS との一貫性を確保するための無人航空機システム の検査 (製品検査)がされていること

(a) この OSO の意図は、運航に使用される無人航空機システムが、運航の許可承認をサポートするために使用される無人航空機システムの データに準拠していることを保証することです。

表13. OSO#07 安全性の水準

無人航空機	システムの技	安全性の水準		
術的な事項	<mark>了事項</mark>			高
OSO#07	基準	リモートクルーは、無人航空機システムが安全に運用できる状態にあり、 承認された運用コンセプトに準拠していること。*1		
	備考	*1 この基準に対するロバスト性の「低」、「中」、「高」レベルの区別は、「保証の水準」によって達成される(表14を参照のこと)。		

表14. OSO#07 保証の水準

無人航空機	システムの技	保証の水準		
術的な事項		低	中	高
OSO#07	基準#1 (手順)	製品検査は文書化され、可能な場合はメーカーの推奨事項を考慮すること。	「低」に加えて、製品 検査はチェックリストを 使用して文書化される こと。	「中」に加えて、製品 検査は十分な能力を 持つ第三者によって検 証されること。
	備考	なし	なし	なし
	基準#2 (訓練)	リモート クルーは製品 検査を実行するように 訓練されており、その 訓練は自己宣言され ていること (エビデンス が入手可能であるこ と)。	 製品検査手順を含む訓練シラバスが用意されていること。 運航者は、能力に基づいた理論的および実践的な訓練を提供すること。 	十分な能力を持つ第三者によって、 ・ 訓練シラバスを検証すること。 ・ リモート クルーの能力を検証すること。
	備考	なし	なし	なし



3. 運用手順に関係する OSO

OSO #08 - 運用手順が定義され、検証され、遵守されていること(無人航空機システムの技術的な問題に対処するため)

OSO #11 - 無人航空機システムの運用をサポートする外部システムの劣化への対処手順が整備されていること

OSO #14 - 運用手順が定義され、検証され、遵守されていること(ヒューマンエラーに対処するため)

OSO #21 - 運用手順が定義され、検証され、遵守されていること(不利な運用条件に対処するため)

表15. OSO#08、#11、#14、#21 安全性の水準

表 15. 050#06、#11、#14、#21 安主任の小学					
運航手順			安全性の水準	_	
		,			
型机手順 OSO#08, OSO#11, OSO#21	基準#1 (手順の明 備考	下〇〇〇評のでは、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」が	中 適した運用手順*1が定義 でいること。 一後の点検 前後の点検、飛行前及 原(リアルタイムかの手順(対処するための手順(異常に対した場合)) 一手順(異常に対した場合) 一手順(異常に対した場合) 一手順(異常に対した場合) 一手順(異常に対して)。 が運用を支援する外音に対しての運用を支援する外音に対していること。 と機本体及び運用を支援が を支援がある。 と機・システムの運用を支援が は選用でする。 は、選供のではなく、以下の目が を対してはなく、以下の目が を対した場合のではなく、以下の目が を対してはなく、以下の目が を対してはない。 を対してはない。 を対してはない。 のではない。 のではない。 を対してはない。 を対しない。 を対しない。 を対しない。 を対しない。 を対しない。 を対しない。 を対しない。 を対しない。 を対しない。 を対しない。 を対しない。 を対しない。 を対しない、 を対しない。 を対しない。 を対しない。 を対しない、 を対しない、 を対しない、 をがしない。 をがしない、 をがしない、 をがしない、 をがしない。 をがしない、 をがしない。 をがしない、 をがしない、 をがしない、 をがしない、 をがしない、 をがしない、 をがしない、 をがしない、 をがしない。 をがしないない。 をがしないない。 をがしないない。 をがしないないないない。 をがしないないないないない。 をがしないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	び飛行中の環境状態を 例:着氷状況を想定し はするための手順) ための手順)、および ニュアルに記載されている 邓システムの制限事項*2 はする外部システムの劣 はする外部システムとは、 ので使用されるシステムと のシステム(例:GNSS、 外部システムは定義か	
		る。 ・「外部システム」の特定 ・運用の制御不能につな 全喪失、GNSS のドリフト・外部システム/設備の	がる「外部システム」の劣 ト、遅延問題など)を特定 劣化モードを検出する手 の手順(緊急復旧能力の	化モード(GNSS の完 Eすること。 段を記述すること。	



基準#2 (手順の複 雑さ)	運航手順が複雑で、 乗務員の対応能力を 低下させる可能性が ある。 遠隔地の乗組員の作 業負荷、および/また は、他の法人、機関 (例えば、ATM等)と の相互作用。	無人航空機が通常時 自動操縦されている 場合、異常/緊急手 順は遠隔操作(手動) *2が必要である。	運用手順は単純である。
備考	なし	* 2 すべての無人航空機 システムに直接操縦で きるモードがあるわけで はないため、まだ議論 中である。	なし
基準#3 (潜在のマン エラーへの配慮)	最低限、下記の業務 手順が定められている こと ・明確な業務の分配と 割り当て ・スタッフが割り当てら れた業務を適切に遂 行していることを確認 するための社内チェック リスト	業務手順はヒューマン エラーに配慮していること。	「中」に加えて、リモートクルー*3はクルーリソースマネージメント (CRM)*4の訓練を受けていること。
備考	なし	なし	*3 本付録では、「リモートクルー」という用語は、ミッションに関わる全ての人を指す。 *4 CRM 訓練は、安全で効率的なに、するとにがあるために、することに使用することに使用することに減らし、ストレスを避け、効率を高めるものである。



表16. OSO#08、#11、#14、#21 保証の水準

運航手順			保証の水準	
		低	中	高
OSO#08, OSO#11, OSO#14, OSO#21	基準	・ 業空な手用をこ ・	 運空え/が準し認と緊対のしとる〇験〇が的で的すておりまであるま受拠では、急応よでが。専、シ意にあなこいが切おれにがる。等、シ意にあなこいが切おれにがる。事が段あれ 行、シた有肯もがシミが、とび局れら確は、非が段あれ 行、シた有肯もがシミが、とび局がは、は、非が段あれ 行、シた有肯もさいまが、とび局がは、非が段あれ 行、シた有肯もさいまが、とび局がは、非が段あれ 行、シを有肯もさいまなが、とび局がには、まが段あれ 行、シを有肯もさいまない。 	「中」と「中」と「中」と「中」と「中」と「中」と「中」と「生活を、いる」を「生活をして、いる」を「は、いる、いる」を「は、いる」
	備考	なし	*1 航空局は、適切と考え 拠手段を定義する場合 本付録は、航空局から に基づいた適切な基準の れることがある。	がある。



4. リモートクルーの訓練に関係する OSO

OSO #09 - リモートクルーは訓練を受けた現役で異常および緊急事態(つまり、無人航空機システム の技術的な問題)を制御できること

OSO #15 - リモートクルーは訓練を受けた現役で異常および緊急事態 (つまり、ヒューマン エラー) を制御できること

OSO #22 -リモートクルーは、重大な環境条件を特定し、それを回避するように訓練されていること

- (a) 運航者は、コンピテンシー(能力)に基づく理論的および実践的なトレーニングを提案する必要があります。 それは、
 - 承認される操作に適していること、および
 - 習熟度の要件とトレーニングの繰り返しを含みます。
- (b) リモートクルー全体(つまり、操作に関与するすべての人)は、能力に基づいた、彼らの職務に特化した理論 的および実践的なトレーニングを受ける必要があります(例: 飛行前検査、地上機器の取り扱い、気象条 件の評価など)。

表17. OSO#09、#15、#22 安全性の水準

リモートクルー	の能力(訓	安全性の水準		
練)		低 中 高		
OSO #09, OSO #15, OSO #22	基準	証される。 a) 無人航空機システム	、の飛行オペレーション原理 間のスキルと飛行安全 の限界	
	備考	範囲の詳細が提供され *2 この基準のロバスト性に	よって、上記のさまざまな科る。 おける「低」・「中」・「高」の られる(表18を参照のこと。	間の差異は、「保証の



表18. OSO#09、#15、#22 保証の水準

リモートクルー	<mark>/一の能力(訓</mark>		保証の水準	
練)		低	中	高
OSO #09, OSO #15, OSO #22	基準	訓練されていることを 自己宣言する(エビデ ンスを提供可能である こと)	・訓練シラバスを提供 可能であること ・運航者は、能力に基 づいた理論的及び実 践的な訓練を提供す ること。	十分な能力を持つ第 三者によって、 ・訓練シラバスが確認 されていること。 ・リモートクルーの能力 が評価されていること。
	備考	なし	なし	なし



5. 安全設計に関係する OSO

OSO #10 -技術的な問題から安全に復旧できること

OSO #12 - 無人航空機システム は、無人航空機システム の運用をサポートする外部システムの劣化を管理するように設計されていること

- (a) OSO#10 と OSO#12 の目的は、人口の多い地域や人の集まりでの操作中に死亡するリスクに対処することによって、技術的な逸脱防止の安全要件を補完することです。
- (b) この評価の範囲では、無人航空機システム の運用をサポートする外部システムは、まだ 無人航空機システム の一部ではないが、次の目的で使用されるシステムとして定義されます。
 - 無人航空機システムの離陸/離陸、
 - 飛行前チェックの実施
 - 無人航空機 を運用空間内(例: GNSS、衛星システム、航空交通管理、UTM)に維持操作の制御が失われた後にアクティブ化/使用される外部システムは、この定義から除外されます。

表19. OSO#10、OSO#12 安全性の水準

安全設計			安全性の水準	
		低	中	高
OSO#10 , OSO#12	基準	人口の多い地域や人が集まっている場合、無する場合、無理をサポートする場合を開きないとの起こり得る* 「故障*2による死亡を対しないと合理的に予想できること。	大きない。 大きない。	』 「中」と同じ
	備考	* 1 この評価の目的上、 「起こり得る」という用 語は、「無人航空機シ ステム の全システム/ 運用期間中に 1 回	*3 一部の構造的または 機械的な故障は、こ れらの機械部品が所 管官庁によって適切と 見なされる基準に合わ	なし



	以上発生すると予想 される」という定性的を 方法で解釈する。 *2 一部の的な合がある。 は機械の場合がある。 これらの機良の最良計されるの 合わせて示すから除外される。 を もれる。 は がある。 がある。 は がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。	せて設計されている、単 で設計される場準からる。 本はの基準がある。 本はの基準がある。 本は、よび/表がある。 は、よび/表がが付提供を表すが付提供を表すが付提供を表すがが付提供を表すがが付提供を表する。 では、よび、表すがはないで、表すがある。 では、よび、表すがはないで、よりでは、ますでは、ますでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まず	
--	---	--	--

表20. OSO#10、OSO#12 保証の水準

安全設計			保証の水準		
		低	中	高	
OSO#10, OSO#12	基準	設計とインストールの 評価が可能である。 特に、この評価では、 のことを示すこと。 ・設計徴(独立性、 ルの特徴(現安性)が、 雅及び冗安全性ののことを満たして安全である。 ・CONOPSに関連である。 ・CONOPSに関連である。 ・よって、独立性を侵害しないこと。	「低」に加えて、主張する「安全性の水準」は、エビデンスを伴う解析および/または試験データにより実証されていること。	「中」に加えて、十分に 能力のある第三者に よって安全性の水準が 検証されていること。	
	備考	なし	なし	なし	



6. 無人航空機システムを支える外部システムの劣化

OSO #13 - 外部サービスによってサポートされる無人航空機システム が運用に適合していること

本ガイドラインおよびこの特定の OSO の目的上、「無人航空機システムを支える外部システム」という用語は、飛行の安全に必要なサービスプロバイダを包含します。

- ・通信サービスプロバイダ(CSP)、
- ・UTM サービスプロバイダ等

表21. OSO#13 安全性の水準

無人航空機システムを支		安全性の水準			
える外部システ	テムの劣化	低	中	高	
OSO #13	基準	マンスレベルが、意図した 提供されるサービスが運 場合、運航者は、サービ	トに必要な外部から提供 を運航に適切であることを 航者とサービス提供者との 「ス提供をサポートするため」 こと。運航者と外部サービス	証明すること。外部から の間の通信を必要とする の有効な通信が確保さ	
	備考	なし	なし	サービス提供者とサービスを契約するための要件事項は、ICAOの基準や推奨慣行ーSARPS(現在開発中)によって追加される場合がある。	

表22. OSO#13 保証の水準



/#- #z	* -1	運航者は、フライトシステムに対してクリティカルな影響を与える外部事業者が提供するサービスを監視し、リアルタイムのパフォーマンスが運用の制御の喪失につながる可能性がある場合は、適切を有するべきである。	* -1
備考	なし	なし	なし



7. ヒューマンエラー

OSO #16 -

(a) この OSO は運航に直接関与する人員にのみ適用されます。

表23. OSO#16 安全性の水準

ヒューマンエラー	-		安全性の水準				
		低	中	高			
OSO #16	基準#1 (手順)	確実にするための手順か と。 ・クルーへのタスクの割り	クルーと強固で効果的なコミュニケーションチャンネルとの間における調整を確実にするための手順が利用可能であり、最小限以下をカバーしていること。 ・クルーへのタスクの割り当て ・段階的なコミュニケーションの確立*1				
	備考	準」によって実現される。	この条件の安全性の水準の「低」、「中」、「高」レベルの差は、「保証の水				
	基準#2 (訓練)	リモートクルーの訓練は マルチクルーコーディネ ーションをカバーしてい ること。	· -	「中」と同じ			
	備考	なし	*2 「リモートクルー」とはミッションに関与する全ての人を指す。 *3 CRM 訓練は全てのリモートクルーを効果的に使用し、安全で制を運用の保証、エラーの低減、ストレスを回避し効率を高めることに重点を置いている。	なし			
	基準#3 (通信デバ イス)	なし	通信デバイスは、航空 局によって適切である とみなされている標準 に適合するかまたは航 空局が受け入れられる 準拠手段に従ってい る。*4	通信デバイスは冗長性*5を有しており、航空局によって適切と見なされている標準に適合しているかまたは航空局*6が受け入れられる準拠手段に従っている。			
	備考	なし	*4 航空局は、適切と考える基準および/または 準拠手段を定義する 場合がある。 本付録は、航空局から提供されたフィード	*5 これは一つ目のデバイ スが故障した場合に 対処するため、追加デ バイスを提供することを 意味している。 *6			



		バックに基づいた適切 な基準のリストで、今 後、更新されることが ある。	航空局は、適切と考える基準および/または準拠手段を定義する場合がある。本付録は、航空局から提供されたフィードバックに基づいた適切な基準のリストで、今後、更新されることがある。
--	--	---	---

表24. OSO#16 保証の水準

L	トーフンエニ				
ヒューマンエラ-	-		保証の水準		
		低	中	高	
OSO #16	基準#1(手順)	 手順は、航空局によってあると判断は、前辺であると判断ははして対策を対して対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を		「中」に加えて、 ・ 手を飛うのなること。 ・ 手を飛うのあること。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	備考	なし	*1	なし	
			航空局は、適切と考える基準および/または準拠手段を定義する場合がある。本付録は、航空局から提供されたフィードバックに基づいた適切な基準のリストで、今後、更新されることがある。		
	基準#2 (訓練)	訓練されていることを 自己宣言すること。(エ ビデンスを提供できるこ と。)	訓練シラバスを提供すること。運航者は技量に基づいた、理論	十分に能力のある第 三者によって、 • 訓練シラバスの 妥当性を確認す	



		的及び実践的な 訓練を提供する こと。	ること。 • リモートクルーの 能力を検証する こと。
備考	なし	なし	なし
基準#3 (通信デバ イス)	9 項で定義された条件を	考慮すること。	
備考	なし	なし	なし



OSO #17 -リモートクルーは運用に適していること

- (a) この評価の目的上、「運用に適している」という表現は、職務と責任を安全に遂行するために肉体的及び精神的に適していると解釈されるべきです。
- (b) 疲労とストレスはヒューマンエラーの原因となります。したがって、警戒が十分な安全性レベルに維持されることを確実にするために、以下を考慮することができます。
 - リモートクルーの勤務時間
 - 定期的な休憩
 - 休息時間
 - 移行/引継ぎの手順

表25. OSO#17 安全性の水準

ヒューマンエラ-	_		安全性の水準				
		低	中	高			
OSO #17	基準	運航者は、リモートクルーが運用を実施する前に、運用に適していることを宣言するための方法を定義するポリシーを持っていること。	「低」に加えて、 ・ リモ務、休者に ・ 大ク飛時よとし ・ で、ルーで間っとし ・ で、ルーで間っとし ・ で、ルーで間っとし ・ で、ルーで間っとし ・ で、アクででは ・ で、アクでは ・ で、アクででは ・ で、アクでは ・ で、アクでは ・ で、アクでは ・ で、アクでは ・ で、アクでは ・ で、アクでは ・ で、アクでは ・ で、アクでは ・ で、アクでで、アクでは ・ で、アクでは ・ で、アクで、アクでは ・ で、アクで、アクで、アクで、アクで、アクで、アクで、アクで、アクで、アクで、アク	「中」に加えて、 ・ リモートクル 適していること。 ・ 疲労リスク管理・システム(FRMS)は、職務/大を関するために、職者もあいること。			
	コメント	なし	なし	なし			

表26. OSO#17 保証の水準

ヒューマンエラー		保証の水準				
			低		中	高
OSO #17	基準	•	リモートクルーが に通して方にいると ででである。 でである。 でである。 でででは、 ででででである。 にかしたりとでででは、 は、 したポリシーに は、 もしたパリシーに は、 もしたパリシーに	「低 •	サ 」に加えて、 リモートクルーの 職務及び休息所 のポリシーがい のポリシーでい と。 リモートクルーのデ ューティサイクルは 記録され、少さむ とも以 ともと。	同「中」に加えて、 ・ 所でによってによってにからではないではないできる。 ・ ではいるではないではないできる。 ・ ではないではないできる。 ・ では、はいいではないできる。 ・ では、はいいでは、はいいでは、はいいではないできる。 ・ では、はいいでは、はいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいでは、はいいでは、は、はいいでは、はいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいではいいで
			基づいているこ		Oリモートクルー	していることが検



	と。	の勤務日 〇リモートクルー が職務からの解 放 〇デューティサイク ル内における休 息時 リモートクルーが 無人航運用するの に適しているとい うエビデンス。	証されていること。 ・ 十分に能力が務けるでは、
コメント	なし	なし	*1 航空局は、適切と考える基準および/または準拠手段を定義する 場合がある。 本付録は、航空局から提供されたフィードバックに基づいた適切ストで、今後、更新されることがある。



OSO #18-ヒューマンエラーに対して飛行エンベロープの自動保護機能があること

- (a) 無人航空機は、最小及び最大運用速度及び運用構造強度に関する安全な性能限界を示している飛行エンベロープに基づき設計されていること。
- (b) 飛行エンベロープの自動保護機能は、リモートパイロットが飛行エンベロープ外での運用防止を目的としていること。運航者によって、リモートパイロットがループに入っていないことを証明した場合、この OSO は適用されません。
- (c) このような自動保護機能を装備する無人航空機システムは、リモートパイロットの制御入力が正しくない(ヒューマンエラー)場合にあっても、無人航空機が許容可能な飛行エンベロープのマージン内で運用できることを確実にすること。
- (d) 自動保護機能を有しない無人航空機システムは、誤ったリモートパイロットの制御入力(ヒューマエラー)の 影響を受けやすく、航空機性能の制限を超えると無人航空機を喪失する可能性があります。
- (e) 飛行エンベロープ保護機能の故障または開発エラーは、OSO#5、OSO#10、OSO#12で対処されます。

表27. OSO#18 安全性の水準

ヒューマンエラ-	_		安全性の水準	
		低	中	高
OSO #18	の FCS には、飛行エンベロープの自動保護機能が組み込まれており、通常運用状態において、操縦者の如何なる単一の入力によっても、無人航空機が飛行エンベロープを超過したりタイムリーに回復するのが阻害されない。		無人航空機システムの FCS には飛行エンベロープの自動保護機能が組み込まれ、無人航空機が飛行エンベロープ内に維持されるようにするか、操縦者のエラーを受けた後、飛行エンベロープにタイムリーに回復すること。*1	
備考		なし	* 1 この条件に対するロバス 別は、「保証の水準」に、 8を参照のこと。)	



表28. OSO#18 保証の水準

ヒューマンエラー	-	保証の水準				
		低	中	高		
OSO #18	基準	飛行エンベロープの自 動保護機能は、特定 の標準ではなく、社内 開発または独創的に 開発されている(例え ば、既製要素の装備 品を使用)。	飛行エンベロープ自動 保護機能は、航空局 によって適切であると 判断されている標準に 従っておよび/または 航空局が受け入れら れる準拠手段に従って 開発されていること。*1	「中」に加えて、エビデンスは十分に能力のある第三者によって確認されていること。		
	備考	なし	*1 航空局は、適切と考える基準および/または準拠手段を定義する場合がある。 本付録は、航空局から提供されたフィードバックに基づいた適切な基準のリストで、今後、更新されることがある。	なし		



OSO #19 - ヒューマンエラーからの安全な回復ができること

- (a) この OSO はタイムリーに防止、検出及び回復できないような、運用の安全性に影響を与える可能性のある ヒューマンエラーのリスクに対処します。
 - エラーは運用に関連している誰からでも発生する可能性があります。
 - 例として、ペイロードへの誤った積載に繋がるヒューマンエラーがあり、運用中に無人航空機が墜落するリスクがあります。
 - 別の例としては、アンテナマストを延長しなかったというヒューマンエラーがあり、C2 リンクのカバレッジが低下する可能性があります。

注: 飛行エンベロープ保護は OSO#18 で具体的に扱われるため、この OSO からは除外されています。

- (b) この OSO は以下を対象としています。
 - 手順とリスト
 - 訓練
 - 無人航空機システムの設計、つまり、ヒューマンエラーを検出および/または回復するシステム(安全ピン、確認応答機能、燃料またはエネルギー消費量のモニター機能等)

表 29. OSO#19 安全性の水準

		÷ A 41 A 1.74					
ヒューマンエラ-	-	安全性の水準					
		低	中	高			
OSO #19	基準#1	ミッションに関与する人員の潜在的ヒューマンエラーのリスクを軽減するた					
	(手順とチ	め、手順とチェックリストカ	「定義され使用されること。	手順では少なくとも以			
	ェックリス	下が提供されること。					
	h)	• タスクの明確な分担	旦と割り当て				
		• スタッフが割り当てぬ	れたタスクを適切に実行	していることを確実にする			
		ための内部的なチュ	こックリスト				
	備考	なし	なし	なし			
	基準#2	 リモートクルー*¹は、 	• リモートクルー* ¹ は、手順とチェックリストの訓練を受けていること。				
	(トレーニン	• リモートクルー*1は、CRM*2の訓練を受けていること。*3					
	グ)						
	備考	*1					
		「リモートクルー」とはミッシ	/ョンに関与する全ての人を	∑指す。			
		* 2					
		CRM 訓練は全てのリモ・	-トクルーを効果的に使用	1し、安全で効率的な運			
		用の保証、エラーの低減	、ストレスを回避し効率を	高めることに重点を置			
		いている。					
		*3					
		この条件に対する堅牢性の「中」と「高」の区別は、「保証の水準」によって					
		実現される。(下表を参照)					
	基準#3	ヒューマンエラーの検出	ヒューマンエラーを検出	「中」と同じ。			
	(無人航	または回復するシステ	または回復するシステ				
	空機システ	ムは業界の最善策に	ムは、航空局によって				



ムの設計)	合わせて開発されていること。	適切であると判断されている標準にしたがって、および/またはその航空局が受け入れられる準拠手段に従って開発されていること。*	
備考	なし	*1 航空局は、適切と考える基準および/または準拠手段を定義する場合がある。 本付録は、航空局から提供されたフィードバックに基づいた。 基準のリストで、今後、更新されることがある。	なし

表30. OSO#19 保証の水準

ヒューマンエラー	-				保証の水準	
			低		中	高
OSO #19	基準#1	•	手順とチェックリス	•	手順は、航空局	「中」に加えて、
	(手順とチ		トは、航空局によ		が適切と判断し	• 手順とチェックリス
	ェックリス		って適切であると		た標準および/	トを検証するため
	h)		判断された標準		または航空局*1	に実施する飛行
			または準拠手段		が受け入れられる	試験は、フライト
			に対して妥当性		準拠手段に従っ	エンベロープの全
			評価を必要とし		て妥当性検証さ	てをカバーするか
			ない。		れる。	保守的であること
		•	手順及びチェック	•	手順の妥当性は	が証明されている
			リストの適切性を		以下を通じて証	こと。
			宣言すること。		明されること。	• 手順及びチェック
					○専用の飛行試	リスト、飛 行 試
					験、または、	験、シミュレーショ
					○シミュレーショ	ンは十分な能力
					ン。シミュレーショ	を持つ第三者に
					ンは意図する目	よって検証されて
					的に対して有効	いること。
					であることが証明	
					されており、ポジ	
					ティブな結果が得	
					られた場合に限	
					る。	
	備考		なし	* 1		なし
					≧局 は、適切と考	
					基準および/または	
					U手段を定義する	
					かある。	
				本作	対録は、航空局 か	



		ら提供されたフィードバックに基づいた適切な 基準のリストで、今 後、更新されることが ある。	
基準#2 (訓練)		うなリモートクルーへの訓練 び OSO#22)の「保証のオ	
備考	なし	なし	なし
基準#3 (無人航 空機システ ムの設計)	セクション 9 で定義された	E条件を検討すること。 -	
備考	なし	なし	なし



OSO #20 - ヒューマンファクターが評価されており、ミッションに対して適切なヒューマンマシンインターファイス(HMI) が確立されていること

表31. OSO#20 安全性の水準

ヒューマンエラ-	_	安全性の水準			
		低	中	高	
OSO#20	基準	無人航空機システムの情報と制御のインターフェイスは、明確かつ簡素に 提示されており、混乱を招いたり、不当な疲労を招いたり、運用の安全性 に悪影響を与えるようなリモートクルーエラーの原因になってはならない。			
	コメント	めに、電子的手段を使用 ・ 監視員が運用中に 能を有すること ・ 次のような監視員の ○潜在的な衝突の 域を視覚的にスキー	置認識を維持するための監 用する場合、その HMI は、 に無人航空機の位置を特 の能力を低下させてはなら の危険性がないか、無人船 マンする能力 ける、リモートパイロットとの	特定するために充分な機 ない 亢空機が運航している空	

表32. OSO#20 保証の水準

ヒューマンエラー	-	保証の水準			
		低	中	高	
OSO#20	基準	運航者は無人航空機 システムのヒューマンファ クター評価を実施し、 HMI がミッションに適し ているかどうか判断す る。HMI 評価は、検査 又は解析に基づくこ と。	"低"と同じであるが、 HMI 評価は実証また はシミュレーションに基 づくこと。*1	"中"に加えて、十分に 能力のある第三者が HMI 評価に立ち会うこ と。	
	コメント	なし	*1 シミュレーションを用いる場合、シミュレーションで用いるターゲット環境の妥当性を正当化であると認められる必要がある。	なし	



8. 悪条件下での運航

OSO #23-安全な運用のための環境条件が定義され、測定可能であり、遵守されていること

表33. OSO#23 安全性の水準

悪条件下で	の運航		安全性の水準			
		低	中	高		
OSO #23	基準#1	安全運航のための環境	条件が、飛行規程または	同等の文書に定義及び		
	(定義)	反映されていること。*1				
	備考	*1				
		この条件のロバスト性の	「低」、「中」、「高」の区別	は、「保証の水準」によ		
		って達成される。(表34を参照のこと。)				
	基準#2	ミッション前及びミッション中の環境条件を評価する手順(リアルタイム評				
	(手順)	価)が利用可能であり、	これにはシンプルな記録シ	ステム(METAR、TAF)		
		による評価が含まれるこ	と。* ²			
	備考	* 2				
		この条件のロバスト性の	「低」、「中」、「高」の区別	は、「保証の水準」によ		
		って達成される。(表34	を参照のこと。)			
	基準#3	訓練は気象条件の評価	5を網羅していること。*3			
	(訓練)					
	備考	*3				
		この条件のロバスト性の って達成される。(表34	「低」、「中」、「高」の区別 を参昭のこと。)	は、「保証の水準」によ		
		プロ生成しれる。(教し年	であること。			

表34. 保証の水準

悪条件下での	運航		保証の水準	
		低	中	高
OSO #23	基準#1	9 項で定義された条件を	接討。	
	(定義)			
	備考		なし	
	基準#2	• 手順とチェックリス	• 手順は、航空局	「中」に加えて、
	(手順)	トは、航空局によ	が適切と判断し	• 手順とチェックリス
		って適切であると	た標準および/	トを検証するため
		判断された標準	または航空局*1	に実施する飛行
		または準拠手段	が受け入れられる	試験は、フライト
		に対して妥当性	準拠手段に従っ	エンベロープの全
		評価を必要とし	て妥当性検証が	てをカバーするか
		ない。	される。	保守的であること
		• 手順及びチェック	• 手順の妥当性は	が証明されてい
		リストの適切性を	以下を通じて証	る。
		宣言すること。	明される。	• 手順及びチェック
			○専用の飛行試	リスト、飛行試
			験、または、	験、シミュレーショ
			○シミュレーショ	ンは十分に能力
			ン。シミュレーショ	を持つ第三者に
			ンは意図する目	よって検証されて
			的に対して有効	いること。
			であることが証明	
			されており、ポジ	



			ティブな結果が得 られた場合に限 る。	
備考	なし		なし	なし
基準#3	訓練されていることを	•	訓練シラバスを提	十分に能力を持った
(訓練)	自己宣言すること。(エ		供すること。	第三者によって、
	ビデンスを提供でき	•	運航者は、技量	• 訓練シラバスを確
	る。)		に基づいた理論	認すること。
			的及び実践的な	• リモートクルーの
			訓練を提供する	能力を評価する
			こと。	こと。
備考	なし		なし	なし



OSO #24 - 無人航空機システムは悪条件下に対応できるように設計されていること(例えば、DO-160 の適正 を有しているセンサー)

- (a) この OSO の安全性の水準を評価するために、運航者は以下を決定する
- 例えば、以下の質問に答えることによって、機器の環境認定試験/宣言に対する信用を取得することができる。:
 - i 機器が試験された環境レベルが記載された Declaration of Design and Performance(DDP)はあるか。
 - ii 環境試験は、航空局によって適切と見なされている標準(DO-160 等)に準拠しているか。
 - iii CONOPS に関連する全ての環境条件を網羅するために、環境試験は適切かつ充分か。
 - iv 認められている標準に準拠して試験が実行されていない場合、資格のある組織によって実行されているかまたは DO-160 のような試験を実施した経験があるか。
- 無人航空機の意図された/予想される環境条件に対する機器の適合性は、運用経験または関連する 試験結果のいずれからか判断できるか。
- 意図された/予想される無人航空機システム環境条件に対する機器の適合性に影響を与える制限事項
- (b) 無人航空機システムの機器が、部分的な環境認定しか有しない場合および/または類似性による部分 的な実証及び/認定がない部品がある場合、最低の「安全性の水準」として検討する必要がある。

表35. OSO#24 安全性の水準

悪条件下での運航		安全性の水準			
		低	中	高	
OSO #24	基準	なし	無人航空機システム は環境条件の影響を 制限するように設計さ れていること。	無人航空機システムは航空局によって適切であると判断されている環境標準を使用しておよび/または航空局が受け入れられる準拠手段によって設計されていること。	
	コメント	なし	なし	*1 航空局は、適切と考える基準および/または準拠手段を定義する場合がある。 本付録は、航空局から提供されたフィードバックに基づいた適切な基準のリストで、今後、更新されることがある。	



表36. OSO#24 保証の水準

悪条件下での運航		保証の水準			
		低	中	高	
OSO #24	基準	なし	9項の条件を検討する。		
	コメント	なし	なし		



9. 技術的な OSO の「保証の水準」

表37. 技術的な OSO の「保証の水準」

		保証の水準		
		低	中	高
技術的 OSO	基準	運航者は、必要なレベルの整合性が達成されたことを宣言すること。*1	運航者は、必要なレベルの安全性の水準が達成されたという裏付けとなるエビデンスを用意する。これはション*2、解析、ション*2、設計レビュー、または運用経験を経て得られたものとする。	十分な能力を持つ第 三者によって、主張されているレベルの「安 全性の水準」を検証 すること。
	コメント	* 1 裏付けとなるエビデンス は、入手できる場合 と、できない場合がる	*2 シミュレーションを用い る場合、シミュレーショ ンで使用されるターゲッ ト環境の有効性を証 明する必要がある。	なし